



山形県公報

平成16年3月19日(金)
第1526号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)... 322

山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則.....(食品安全対策課)... 同

山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則.....(雇用労政課)... 323

山形県眺海の森条例施行規則の一部を改正する規則.....(森 林 課)... 同

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(都市計画課)... 324

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則.....( 同 )... 325

### 告 示

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(健康福祉企画課)... 326

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....(長寿社会課)... 同

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....(保健薬務課)... 327

結核予防法による指定医療機関の指定.....( 同 )... 同

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(庄内総合支庁福祉課)... 328

指定居宅サービス事業者の指定.....( 同 )... 同

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....( 同 )... 同

指定居宅介護支援事業者の指定.....( 同 )... 329

家畜の検査の実施.....(生産流通課)... 同

同.....( 同 )... 330

県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)... 同

農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知.....(森 林 課)... 331

同.....( 同 )... 同

過疎地域活性化特別措置法による公共下水道の県代行工事の完了.....(都市計画課)... 332

過疎地域活性化特別措置法による公共下水道の県代行工事の一部完了.....( 同 )... 同

都市計画事業の変更の認可.....( 同 )... 同

都市公園の区域の変更.....( 同 )... 同

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(河川砂防課)... 334

昭和62年11月県告示第1584号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正.....( 同 )... 335

道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)... 336

一般国道の供用の開始.....( 同 )... 337

県証紙売りさばき所の変更.....(出 納 局)... 同

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則..... 338

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則..... 同

選挙管理委員会関係

告示

直接請求に必要な有権者の数..... 340

公告

(財)行政書士試験研究センターの所在地の変更..... (市町村課)... 341  
 一般競争入札の公告..... (情報企画課)... 同  
 同..... (同)... 342  
 大規模小売店舗の廃止の届出..... (商業振興課)... 343

正誤

規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

山形県規則第14号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年3月県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項中「第2条第1項の表第10項第16号」を「第2条第1項の表第11項第16号」に改め、同表第2項中「第2条第1項の表第17項第2号」を「第2条第1項の表第20項第2号」に改め、同表第3項中「第2条第1項の表第19項第24号」を「第2条第1項の表第22項第24号」に改め、同表第4項中「第2条第1項の表第22項第3号」を「第2条第1項の表第25項第3号」に改め、同表第5項を削り、同表第6項中「第2条第1項の表第31項第11号」を「第2条第1項の表第34項第11号」に改め、同項を同表第5項とし、同表第7項中「第2条第1項の表第34項第7号」を「第2条第1項の表第37項第7号」に改め、同項を同表第6項とする。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

山形県規則第15号

山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

山形県小規模水道条例施行規則(昭和44年4月県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)」を「水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)」に改める。

第3条第2項第1号中「表」を「表中1の項から20の項まで及び31の項から50の項まで」に改める。

第5条第1項中「毎年1回以上行う省令の表の上欄に掲げる事項に関する」を「行う次の各号に掲げる」に改め、ただし書を削り、同項に次の2号を加える。

- (1) 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
- (2) 毎年1回以上行う省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査

第5条第3項中「第1項ただし書」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、

同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項第2号の検査を行う場合において、省令の表中1の項、2の項、10の項、37の項及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められるときは、これらの事項に関する検査を省略することができる。

3 小規模水道を新設し、増設し、又は改造した場合にあつては、当該新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとする前に第1項第2号の検査を行うものとする。この場合における前項の規定の適用については、同項中「10の項」とあるのは「10の項、21の項から30の項まで」とする。

第6条第1項及び第2項中「伝染病」を「感染症」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

山形県規則第16号

山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則

山形県立職業能力開発校に関する規則(昭和33年7月県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表1 普通課程職業訓練の項の表中

|                 |       |               |    |     |       |
|-----------------|-------|---------------|----|-----|-------|
| 山形県立山形職業能力開発専門校 | 自動車科  | 第二種自動車系自動車整備科 | 2年 | 25人 | を     |
|                 | 塗装技術科 | 塗装系建築塗装科      | 1年 | 20人 |       |
| 山形県立最北高等技術専門校   | 建設技術科 | 建築施工系木造建築科    | 2年 | 20人 | に改める。 |
|                 | 自動車科  | 第二種自動車系自動車整備科 | 2年 | 25人 |       |
| 山形県立山形職業能力開発専門校 | 建設技術科 | 建築施工系木造建築科    | 2年 | 20人 |       |

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において山形県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(平成16年3月県条例第21号)による改正前の山形県立職業能力開発校条例(昭和49年3月県条例第23号)に基づく山形県立最北高等技術専門校(以下「旧校」という。)に在籍して旧校において行われていた建設技術科(以下「旧科」という。)に係る職業訓練を受けていた者は、施行日において、山形県立職業能力開発校条例に基づく山形県立山形職業能力開発専門校(以下「新校」という。)に編入し、施行日以降、新校において行う建設技術科(以下「新科」という。)に係る職業訓練の訓練期間から旧校において旧科に係る職業訓練を受けた期間を控除した期間を訓練期間として、新校の校長の定めるところにより、新科に係る職業訓練を受けるものとする。

山形県眺海の森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

山形県規則第17号

山形県眺海の森条例施行規則の一部を改正する規則

山形県眺海の森条例施行規則(平成2年3月県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「条例別表に掲げる施設」を「山形県眺海の森の森林学習展示館」に改め、同条第1号中「4月1日」を「4月10日」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第18号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年 6月県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「知事」を「知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の26の3第1項の特例市(以下「特例市」という。)の区域内の風致地区に係るものにあつては当該特例市の長。以下同じ。)」に改める。

第5条中「第2条第2項第12号」を「第2条第2項第13号」に改め、同条第2号に次のように加える。

ト 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積<sup>たい</sup>で、条例第2条第2項第12号に該当しないもの

第5条第4号に次のように加える。

ヘ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積<sup>たい</sup>で、条例第2条第2項第12号に該当しないもの別表中「)方位」を「)方位」に、「の伐採」を「の伐採及び屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積<sup>たい</sup>」に、「樹種」を「木竹の伐採の場合は樹種」に改める。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿 殿 に、「かこむ」を「囲む」に、(特例市の長)」

「建築物等の色彩の変更」を「建築物等の色彩の変更<sup>たい</sup> 土石の堆積<sup>たい</sup> 廃棄物の堆積<sup>たい</sup> 再生資源の堆積<sup>たい</sup>」に、「建築割合」を「建ぺい率」に、

「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建 ぺ い 率」に、「ブロック造」

を「ブロック造」に、「階段」を「階数」に、

「面積及び土量 面積 平方メートル 土量 立方メートル」を

「面積及び土量 面積 平方メートル 土量 立方メートル」に、  
「木材が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に  
係る土地の面積に対する割合 パーセント」

「けい流」を「溪流」に、「あわせ」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に、「あたり、木竹の伐採及び」を「あたり、木竹の伐採を行い、又は」に、

「(注)(1) 位置図、現況図、公図写し、縦横断面図、できあがり予定図、現況写真及び土地所有者又は管理者の承諾書を添付すること。」

(2) 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。」

「(注)(1) 位置図、現況図、公図写し、縦横断面図、できあがり予定図、現況写真及び土地所有者又は管理者の承諾書を添付すること。」

(2) 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。

施 行 方 法 書  
(屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合)

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 堆 積 の 理 由 <sup>たい</sup> |  |
| 行 為 地 の 面 積             |  |

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 行為地の現況            |                 |
| 隣接地の現況            |                 |
| 堆積期間              | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 堆積物の種類            |                 |
| 堆積物の数量            |                 |
| 行為地の土質            |                 |
| 河川溪流との距離          |                 |
| 堆積を終了した場合の跡地の処理方法 |                 |
| 摘要                |                 |

に

(注) (1) 位置図、現況図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付すること。  
 (2) 堆積行為の施行に当たり、他の行為を行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。

改める。

別記様式第2号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿 (特例市の長)」に改め、「申請者」を削り、「かこむ」を「囲む」に、「建築物等の色彩の変更」を「建築物等の色彩の変更 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積」に改める。

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿 (特例市の長)」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿 (特例市の長)」に改め、「申請者」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第19号

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則(昭和55年4月県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1山形県総合運動公園の項中「運動広場」を「運動広場 屋内多目的コート」に改め、「及び運動広場」を「、運動広場及び第2運動広場」に改める。

別表第3第1項の表山形県総合運動公園の項中

|   |  |         |        |      |   |
|---|--|---------|--------|------|---|
| 「 |  | 上記以外の場合 | 1時間当たり | 360円 | を |
|---|--|---------|--------|------|---|

|             |           |                |         |        |   |
|-------------|-----------|----------------|---------|--------|---|
| 第 2<br>運動広場 | 全部を使用する場合 | 上記以外の場合        | 1 時間当たり | 360円   | に |
|             |           | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1 時間当たり | 500円   |   |
|             | 半面を使用する場合 | 上記以外の場合        | 1 時間当たり | 1,000円 |   |
|             |           | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1 時間当たり | 250円   |   |
|             |           | 上記以外の場合        | 1 時間当たり | 500円   |   |

改め、同別表第 2 項の表山形県総合運動公園の項中

|  |         |               |               |   |
|--|---------|---------------|---------------|---|
|  | 空 手 用 具 | 一式<br>1 時間につき | 160円          | を |
|  |         | ボクシング用具       | 一式<br>1 時間につき |   |

|  |         |               |      |   |
|--|---------|---------------|------|---|
|  | 空 手 用 具 | 一式<br>1 時間につき | 160円 | に |
|--|---------|---------------|------|---|

改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第315号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程（昭和42年7月県告示第697号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「年0.375パーセント」を「年0.35パーセント」に、「年0.75パーセント」を「年0.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成16年2月12日から適用する。
- 2 平成16年2月12日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第316号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「、第1号及び第3号に定める者が介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第26条第1項の規定により老人保健法に規定する医療費の支給を受けた場合にあってはその医療費の支給の対象となつた同項に規定する費用のうちその医療費の額を超える額に相当する部分について市町村が支出した経費」を削り、同項第1

号中「及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者並びに介護保険法施行法第26条第1項に規定する老人医療受給対象者で前年の所得について所得税が課されたもの及びそれ以外のもので前年の所得について所得税が課された者に扶養されているもの」を「の支弁対象者、知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者」に改め、同項第2号中「所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項及び第3項に規定する総所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第25条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した所得税法第22条第2項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。）が330万円（次に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれに掲げる日の属する年の前年（当該乳幼児の出生の日の属する月が1月から6月までの間にある場合は、前前年）の末日における当該乳幼児の扶養者に係る所得税法第2条第1項第33号及び第34号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数が3人を超える場合にあっては、38万円に当該合計人数から3を減じた数を乗じて得た額を330万円に加えた額）以内である」を「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の例により算定した額をいう。）が、次に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれに掲げる日の属する年の前年（当該乳幼児の出生の日の属する月が1月から6月までの間にある場合は、前前年）の末日において当該乳幼児の扶養者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない乳幼児で生計を維持したものの数に応じて児童手当法施行令第11条において準用する同令第1条の規定により算定した額に満たない」に改め、同項第3号中「及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者」を「の支弁対象者、知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1項第2号の改正規定は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に乳幼児医療の対象となっている者については、この規程により乳幼児医療の対象となった者とみなす。

山形県告示第317号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。  
平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地       | 辞 退 の 効 力 発 生 年 月 日 |
|-------------------|-------------|---------------------|
| 千 年 堂 薬 局         | 鶴岡市泉町8番地の75 | 平成16. 1.31          |

山形県告示第318号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。  
平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 所 在 地                      | 指 定 年 月 日  |
|-----------------------|----------------------------|------------|
| エ イ ブ ル 薬 局 ひ か り 店   | 山形市大字南館186番地の8（71 - 2街区13） | 平成15.10.21 |
| 茂 木 薬 局               | 西村山郡河北町谷地字月山堂387           | 同 12.16    |
| す ず ら ん 薬 局           | 上山市八日町2番地の20               | 同 12.24    |
| 芳 川 小 児 科 医 院         | 山形市元木二丁目6番13号              | 平成16. 1.21 |
| 千 年 堂 薬 局             | 鶴岡市泉町8番地の75                | 同 2. 1     |
| コ ス モ 調 剤 薬 局 太 田 町 店 | 米沢市太田町五丁目1530番70号          | 同 2. 4     |

## 山形県告示第319号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地                     | 廃止年月日     |
|--------------------------|---------------------------------|-----------|
| 医療法人健友会<br>酒田市中町三丁目4番20号 | 本間病院在宅介護支援センター<br>酒田市中町三丁目3番18号 | 平成16.2.29 |

## 山形県告示第320号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの種類   | 指定年月日     |
|----------------------------------------|---------------------------------------|-------------|-----------|
| 社会福祉法人朝日ぶなの木会<br>東田川郡朝日村大字熊出字東村157番地の2 | グループホームかたくり荘<br>東田川郡朝日村大字熊出字東村157番地の2 | 痴呆対応型共同生活介護 | 平成16.1.30 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地        | アイリスケアセンター鶴岡<br>鶴岡市山王町11番地17号         | 福祉用具貸与      | 同         |
| 有限会社キャットハンドサービス<br>酒田市東泉町三丁目2番地の12     | 指定通所デイサービスセンターキャット<br>酒田市東泉町三丁目2番地の11 | 通所介護        | 同 2.13    |
| ココモ株式会社<br>酒田市曙町二丁目23番地の1              | 訪問介護サービスココモ<br>酒田市曙町二丁目23番地の1         | 訪問介護        | 同 2.26    |

## 山形県告示第321号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地    | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地         |             | 変更年月日      |
|------------------------|-----------|---------------------|-------------|------------|
|                        |           | 変更前                 | 変更後         |            |
| 株式会社タマツ<br>鶴岡市美咲町32番7号 | 福祉用具貸与    | 有限会社ホームケア荘内<br>鶴岡本社 | ホームケア荘内鶴岡店  | 平成15.12.12 |
|                        |           | 鶴岡市朝陽町10番26号        | 鶴岡市美咲町32番7号 |            |
| 株式会社タマツ<br>鶴岡市美咲町32番7号 | 福祉用具貸与    | 有限会社ホームケア荘内<br>酒田店  | ホームケア荘内酒田店  | 同          |
|                        |           | 酒田市亀ヶ崎三丁目1番10号      |             |            |



|                                     |        |                     |                     |            |
|-------------------------------------|--------|---------------------|---------------------|------------|
| 株式会社福祉のひろば<br>酒田市大字穂積字上市神<br>139番地5 | 訪問入浴介護 | 株式会社福祉のひろば<br>鶴岡出張所 | 株式会社福祉のひろば<br>鶴岡営業所 | 平成16. 2.23 |
|                                     |        | 鶴岡市大山三丁目7 - 9       |                     |            |

山形県告示第322号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                      | 指定年月日      |
|---------------------------------|----------------------------------|------------|
| 医療法人社団山形愛心会<br>東田川郡余目町松陽一丁目1番地1 | 介護支援相談所ほのか<br>東田川郡三川町大字押切新田字深田1番 | 平成16. 1.30 |

山形県告示第323号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びにみつばちの腐蝕病の発生を予防するため、並びに牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。

2 実施する区域

県内全域。ただし、3実施の対象となる家畜の種類及び範囲の項の表牛のブルセラ病及び結核病の検査の項第1項及び第2項に掲げる牛のブルセラ病及び結核病の検査並びに同表牛のヨーネ病の検査の項第1項及び第2項に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、米沢市、上山市、天童市、尾花沢市、南陽市、東村山郡中山町、最上郡最上町、同郡大蔵村、飽海郡遊佐町、同郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6ヶ月未満の牛を除く。

| 区 分             | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のブルセラ病及び結核病の検査 | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（第4項に該当するものを除く。）<br>2 前項の牛と同一施設内で飼養している牛（次項及び第4項に該当するものを除く。）<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛<br>4 前項の牛と同一施設内で飼養している牛                                                                                                             |
| 牛のヨーネ病の検査       | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（第4項から第6項までに該当するものを除く。）<br>2 前項の牛と同一施設内で飼養している牛（次項から第6項までに該当するものを除く。）<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（第5項及び第6項に該当するものを除く。）<br>4 前項の牛と同一施設内で飼養している牛（次項及び第6項に該当するものを除く。）<br>5 共同牧野等に放牧する牛<br>6 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移動したもの |

|                                                 |                                           |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 馬の馬伝染性貧血の検査                                     | 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬<br>2 競技用馬及び乗用馬 |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査                         | 種卵を採取することを目的として飼養している鶏                    |
| みつばちの腐蛆病の検査                                     | みつばち                                      |
| 牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛        |

4 実施の期日及び場所

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、凝集反応検査、補体結合反応検査及び疫学的検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあつては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (6) みつばちの腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (7) 牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第324号

家畜伝染予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24日以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）

4 実施の期日

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

5 実施の場所

山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合はその場所

6 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第325号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 事業名        | 地区名  | 工事完了年月日    |
|------------|------|------------|
| 土地改良総合整備事業 | 天童東部 | 平成15年5月13日 |

|                  |   |   |   |           |        |
|------------------|---|---|---|-----------|--------|
| た め 池 等 整 備 事 業  | 本 | 沢 | 同 | 12月24日    |        |
| た め 池 等 整 備 事 業  | 権 | 現 | 堂 | 同         | 12月25日 |
| 水田農業経営確立排水対策特別事業 | 本 | 沢 |   | 平成16年1月5日 |        |

## 山形県告示第326号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
南陽市小滝字水無1803 - 12、字矢引沢1796 - 7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第327号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字松坂字上曲川澤・字天ヶ澤・字塩ノ澤・大字神田字内林(以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第328号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定により県が施行している公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

- 1 公共下水道の名称 舟形町特定環境保全公共下水道
- 2 工事の完了の内容及び工事の区域  
幹線管渠 最上郡舟形町大字舟形字向屋地内  
終末処理場（植栽・付帯設備外） 最上郡舟形町大字舟形字小松地内
- 3 工事の完了の年月日 平成16年3月31日

## 山形県告示第329号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定により県が施行している公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部を次のとおり完了する。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

- 1 公共下水道の名称 大蔵村特定環境保全公共下水道
- 2 工事の一部完了の内容及び工事の区域又は区間  
幹線管渠 最上郡大蔵村大字合海字春日地内から同村大字清水字清水地内まで  
終末処理場（汚泥処理設備を除く。） 最上郡大蔵村大字合海字春日地内
- 3 工事の一部完了の年月日 平成16年3月25日

## 山形県告示第330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

- 1 施行者の名称  
新庄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新庄都市計画下水道事業
  - (2) 名称 新庄市公共下水道
- 3 変更の内容
  - (1) 収用の部分 昭和57年3月県告示第328号、昭和59年12月県告示第1572号、平成3年3月県告示第303号及び平成10年3月県告示第273号の事業地のうち新庄市堀端町、城南町、城西町、下金沢町、五日町字横打及び字宮内、大字松本字大道端、字金沢浦及び字北浦、大字仁間字金沢堺及び字高田並びに大字福田字高田を削る。
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
昭和57年3月5日から平成22年3月31日まで

## 山形県告示第331号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた山形県総合運動公園の区域を次のように変更し、平成16年4月1日から供用を開始する。

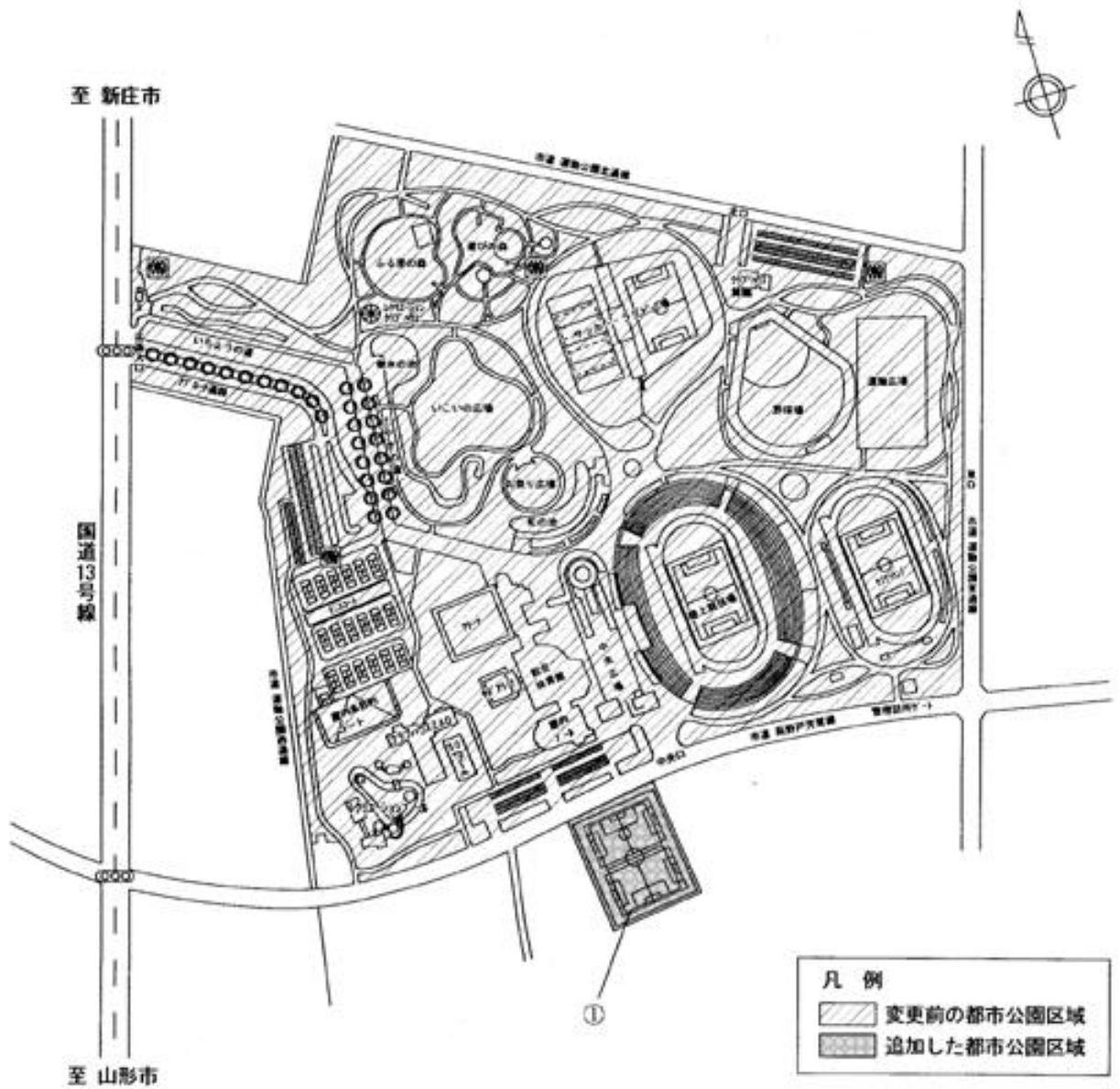
なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

山形県総合運動公園の区域  
次の図のとおり

# 山形県総合運動公園



## 山形県告示第332号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び当該区域を所管する総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 区域の名称 岩の下  
(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字 | 字         | 地 番       | 標 柱 番 号 |
|-------|-----|-----|-----------|-----------|---------|
| 上 山 市 |     | 狸 森 | 狸 森 山 ノ 神 | 342 - 2   | 1号      |
|       |     |     | 倉 角       | 2251 - 1  | 2号      |
|       |     |     | 倉 角 山     | 2270 - 31 | 3号      |
|       |     |     | 狸 森 山 ノ 神 | 338 - 1   | 4号      |
|       |     |     |           | 338       | 5号      |
|       |     |     |           | 2184 - 1  | 6号      |

- 2 (1) 区域の名称 楯岡  
(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から平成2年2月県告示第264号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）第2項の北楯急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って標柱2号に至る線、標柱2号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字     | 字 | 地 番         | 標 柱 番 号    |
|-------|-----|---------|---|-------------|------------|
| 村 山 市 |     | 楯 岡 楯   |   | 3743 - 4    | 1号         |
|       |     | 楯 岡 楯   | 山 | 6275        | 2号         |
|       |     |         |   | 6285地先      | 3号         |
|       |     |         |   | 4068 - 1    | 4号         |
|       |     |         |   | 7109 - 1    | 5号         |
|       |     |         |   | 6904 - 2    | 6号及び7号     |
|       |     | 楯 岡 馬 場 |   | 6386        | 8号         |
|       |     |         |   | 3967 - 1 地先 | 9号         |
|       |     | 楯 岡 楯   |   | 3823 - 3    | 10号から13号まで |

|  |  |  |  |          |          |
|--|--|--|--|----------|----------|
|  |  |  |  | 3743 - 4 | 14号及び15号 |
|--|--|--|--|----------|----------|

3 (1) 区域の名称 由良(2)

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字       | 字 | 地 番       | 標 柱 番 号  |
|-------|-----|-----------|---|-----------|----------|
| 鶴 岡 市 |     | 由 良 一 丁 目 |   | 13 - 18地先 | 1号       |
|       |     |           |   | 13 - 18   | 2号から5号まで |
|       |     |           |   | 13 - 3地先  | 6号       |
|       |     |           |   | 13 - 18地先 | 7号       |

山形県告示第333号

昭和62年11月県告示第1584号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

第1項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から28号までを順次結んだ線及び標柱1号と28号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字 | 字     | 地 番       | 標 柱 番 号 |
|-------|-----|-----|-------|-----------|---------|
| 上 山 市 |     | 高 松 | 高 松   | 1 - 3     | 1号      |
|       |     |     | 日 向 山 | 2050 - 1  | 2号      |
|       |     |     |       | 2049 - 4  | 3号      |
|       |     |     |       | 2035 - 3  | 4号      |
|       |     |     |       | 2035 - 丙号 | 5号      |
|       |     |     |       | 2035 - 2  | 6号      |
|       |     |     | 葉 山 下 | 25 - 1    | 7号      |
|       |     |     |       | 25 - 3    | 8号      |
|       |     |     |       | 26        | 9号      |

|  |  |  |     |           |          |
|--|--|--|-----|-----------|----------|
|  |  |  |     | 1550 - 2  | 10号      |
|  |  |  | 日向山 | 2047 - 3  | 11号      |
|  |  |  |     | 2069 - 5  | 12号      |
|  |  |  |     | 2065 - 5号 | 13号      |
|  |  |  | 横山  | 2082      | 14号      |
|  |  |  | 浦ノ山 | 2083      | 15号      |
|  |  |  | 日向山 | 2056      | 16号及び17号 |
|  |  |  | 高松  | 136 - 1   | 18号      |
|  |  |  |     | 134 - 1   | 19号及び20号 |
|  |  |  |     | 56        | 21号      |
|  |  |  |     | 45 - 2    | 22号      |
|  |  |  |     | 44 - 2    | 23号      |
|  |  |  |     | 35        | 24号      |
|  |  |  |     | 14        | 25号      |
|  |  |  |     | 4 - 1     | 26号      |
|  |  |  |     | 3         | 27号      |
|  |  |  | 栢山  | 1 - 内1号   | 28号      |

山形県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                         | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長           |
|---------------------------|---|------|-----------------------|--------------|
| 飽海郡八幡町市条字水上80番から<br>同 上まで |   | 旧    | 17.4メートル<br>↓<br>16.2 | 23.5<br>メートル |
| 同                         | 上 | 新    | 18.4メートル<br>↓<br>16.2 | 同上           |



山形県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 飽海郡八幡町市条字水上80番から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成16年3月19日

山形県告示第336号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名          | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地   |               | 承 認<br>年 月 日 |
|-------------------------------|-----------------------|---------------|--------------|
|                               | 変 更 前                 | 変 更 後         |              |
| 財団法人<br>山形県交通安全協会<br>会長 半田 春吉 | 上山市矢来三丁目7番50号         | 同 左           | 平成16. 3.11   |
|                               | 天童市大字高掬字立谷川原北3400番地   | 同 左           |              |
|                               | 天童市糠塚二丁目4番1号          | 同 左           |              |
|                               | 寒河江市大字西根字上川原228番地の1   | 同 左           |              |
|                               | 村山市中央一丁目2番5号          | 同 左           |              |
|                               | 尾花沢市大字尾花沢5235番地       | 尾花沢市北町一丁目5番5号 |              |
|                               | 新庄市新町5番19号            | 同 左           |              |
|                               | 米沢市城北二丁目3番19号         | 同 左           |              |
|                               | 南陽市櫛塚1618番地           | 同 左           |              |
|                               | 長井市小出3743番地の3         | 同 左           |              |
|                               | 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目49番地 | 同 左           |              |
|                               | 西田川郡温海町大字温海戊569番地の1   | 同 左           |              |
|                               | 東田川郡余目町大字余目字滑石8番地1    | 同 左           |              |
| 飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴204番地           | 同 左                   |               |              |

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県公安委員会  
委員長 吉田 美智子

#### 山形県公安委員会規則第3号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 区 分     | 警 察 官 |     |                         | 計      | 事務吏員、技術吏員その他の職員 | 合 計    | 備 考                                 |
|---------|-------|-----|-------------------------|--------|-----------------|--------|-------------------------------------|
|         | 警 視   | 警 部 | 警 部 補<br>巡 査 部 長<br>巡 査 |        |                 |        |                                     |
| 警 察 本 部 | 55人   | 91人 | 439人                    | 585人   | 227人            | 812人   | 警部補の総数は、539人とし、<br>巡査部長の総数は557人とする。 |
| 警 察 署   | 33人   | 88人 | 1,231人                  | 1,352人 | 133人            | 1,485人 |                                     |

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県公安委員会  
委員長 吉田 美智子

#### 山形県公安委員会規則第4号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の表刑事部の項中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改める。

第19条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第22条第1号中「関すること」を「関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）」

第22条第10号中「（他の課の所掌に属するものを除く。）」を削り、「関すること」を「関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) サイバー犯罪対策に関すること。

第26条（見出しを含む。）中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）」

第26条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 薬物関係事犯の取締りに関すること。

(3) 銃器関係事犯の取締りに関すること。

「

|         |         |           |                |
|---------|---------|-----------|----------------|
| 第39条の表中 | 生活安全企画課 | ハイテク犯罪対策室 | 第19条第9号に掲げる事務  |
|         |         | ストーカー対策室  | 第19条第10号に掲げる事務 |

を

」

|         |          |               |
|---------|----------|---------------|
| 生活安全企画課 | ストーカー対策室 | 第19条第9号に掲げる事務 |
|---------|----------|---------------|

に、

|     |            |                    |
|-----|------------|--------------------|
| 少年課 | 少年サポートセンター | 第21条第2号及び第3号に掲げる事務 |
|-----|------------|--------------------|

を

|       |            |                    |
|-------|------------|--------------------|
| 少年課   | 少年サポートセンター | 第21条第2号及び第3号に掲げる事務 |
| 生活保安課 | サイバー犯罪対策室  | 第22条第10号に掲げる事務     |

に改める。

第40条第1項の表中

|           |            |                                        |
|-----------|------------|----------------------------------------|
| 照会センター    | 照会センター所長   | 上司の命を受け、照会センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。    |
| ハイテク犯罪対策室 | ハイテク犯罪対策室長 | 上司の命を受け、ハイテク犯罪対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |

を

|        |          |                                     |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 照会センター | 照会センター所長 | 上司の命を受け、照会センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
|--------|----------|-------------------------------------|

に、

|            |              |                                         |
|------------|--------------|-----------------------------------------|
| 少年サポートセンター | 少年サポートセンター所長 | 上司の命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
|------------|--------------|-----------------------------------------|

を

|            |              |                                         |
|------------|--------------|-----------------------------------------|
| 少年サポートセンター | 少年サポートセンター所長 | 上司の命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| サイバー犯罪対策室  | サイバー犯罪対策室長   | 上司の命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。  |

に改め、同条第2

項の表中

|   |    |                             |
|---|----|-----------------------------|
| 課 | 主幹 | 上司の命を受け、特定の重要事項に関する事務を整理する。 |
|---|----|-----------------------------|

を

|       |     |                                      |
|-------|-----|--------------------------------------|
| 課     | 主幹  | 上司の命を受け、特定の重要事項に関する事務を整理する。          |
| 広報相談課 | 広報官 | 上司の命を受け、第12条第1号、第4号及び第5号に掲げる事務を整理する。 |

に改め、同表暴力

団対策課の項中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に、「第26条第1号」を「第26条第1号から第3号まで」に、「第26条第2号」を「第26条第4号」に改め、同表交通指導課の項中「第3号」を「第3号まで」に改め、同表中

|       |       |                             |
|-------|-------|-----------------------------|
| 運転免許課 | 交通聴聞官 | 上司の命を受け、第33条第6号に掲げる事務を整理する。 |
|-------|-------|-----------------------------|

を

|         |         |                                                                          |
|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 運転免許課   | 交通聴聞官   | 上司の命を受け、第33条第6号に掲げる事務を整理する。                                              |
| 高速交通機動隊 | 交通機動指導官 | 上司の命を受け、第34条第1号（幹線道路等における交通の指導取締りに限る。）及び第2号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |

に、

|       |       |                                                       |
|-------|-------|-------------------------------------------------------|
| 警備第二課 | 警備指導官 | 上司の命を受け、第37条第3号、第6号及び第7号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |
|-------|-------|-------------------------------------------------------|

を

|       |       |                                                   |       |
|-------|-------|---------------------------------------------------|-------|
| 警備第二課 | 災害対策官 | 上司の命を受け、第37条第1号及び第3号に掲げる事務を整理する。                  | に改める。 |
|       | 警備指導官 | 上司の命を受け、第37条第6号及び第7号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |       |

別表第1第2号中

|  |          |          |   |
|--|----------|----------|---|
|  | 小立警察官駐在所 | 山形市小立二丁目 | を |
|  | 松原警察官駐在所 | 山形市大字松原  |   |

|  |          |         |       |
|--|----------|---------|-------|
|  | 松原警察官駐在所 | 山形市大字松原 | に改める。 |
|--|----------|---------|-------|

附 則

この規則は、平成16年3月24日から施行する。ただし、第6条の改正規定、第22条の改正規定（第1号及び第4号に係る部分に限る。）、第26条の改正規定、第40条第2項の表暴力団対策課の項の改正規定及び別表第1第2号の改正規定については、平成16年4月1日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成16年3月19日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部 敏

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,788人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 231,559人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名         | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|--------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市          | 67,367人 | 村山市           | 7,892人  | 西村山郡 | 13,056人 |
| 米沢市          | 24,618人 | 長井市           | 8,450人  | 最上郡  | 14,028人 |
| 鶴岡市・<br>西田川郡 | 29,255人 | 天童市           | 16,793人 | 東置賜郡 | 12,411人 |
| 酒田市          | 26,910人 | 東根市           | 12,173人 | 西置賜郡 | 9,788人  |
| 新庄市          | 10,922人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,450人  | 東田川郡 | 18,601人 |
| 寒河江市         | 11,585人 | 南陽市           | 9,557人  | 飽海郡  | 10,302人 |
| 上山市          | 10,036人 | 東村山郡          | 7,633人  |      |         |

## 公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定試験機関の名称  
財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更前の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地  
東京都目黒区上目黒三丁目6番18号
- 3 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地  
東京都千代田区日比谷公園1番3号
- 4 変更しようとする日  
平成16年3月22日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、平成16年度山形県地域総合サイト・システム関係保守管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eミーティングルーム(15階)
  - (2) 日 時 平成16年3月30日(火) 午前10時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量  
平成16年度山形県地域総合サイト・システム関係保守管理業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間 平成16年4月1日(木)から平成17年3月31日(木)まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課地域情報係 電話番号023(630)2094
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書

等」という。)を平成16年3月25日(木)午後5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、コンピュータソフトウェアの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eラーニングルーム(15階)
- (2) 日 時 平成16年3月30日(火) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
イ パーソナルコンピュータ用ウイルス対策ソフトウェア 5,700  
ロ セキュリティ対策ゲートウェイソフトウェア 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 入札説明書による。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)のイ及びロごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 当該ソフトウェアに関し、迅速なアフターサービスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進係 電話番号023(630)3198

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年3月25日(木)午後3時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成16年3月19日

山形県知事 高橋和雄

- 1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表執行役 岡田 元也
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東根ショッピングセンター  
東根市温泉町二丁目5番10号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成16年3月8日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤 | 正                                           |
|------------|------------|-----|-------|---|---------------------------------------------|
| 平成16. 2. 6 | 第1514号     | 135 | 下から22 | 同 | 上                                           |
|            |            |     |       |   | 山形市蔵王松ヶ丘一丁目651番10から<br>同 蔵王成沢字向久保田2163番46まで |

平成16年3月19日印刷  
平成16年3月19日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056